

# 経営継続補助金



## ○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

## ○対象者 **農業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受ける必要があります。

## ○補助上限額

・単独申請 **150万円**

・グループ<sup>°</sup>（共同）申請 **1,500万円**

## < 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

### ① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**  
補助上限額 **100万円**

### ② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**  
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

## 補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

### A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

### B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

## <スケジュール>

- ★一次受付申請期限 7月29日
- ★採択通知 (予定) 8月~9月頃
- ★実績報告期限 R3年1月末

一次締切でのご応募を検討されている方は7月22日までに  
ご相談ください。  
※確認書の発行が間に合わない場合があります。

## <問い合わせ先・支援機関>

### 公益財団法人さいたま市産業創造財団

担当：経営支援・金融課 福田

TEL 048-851-6652

FAX 048-851-6653

メール [sougyou@sozo-saitama.or.jp](mailto:sougyou@sozo-saitama.or.jp)

さいたま市中央区下落合5-4-3



- ※1 当財団での支援対象者は、埼玉県内の農業者に限ります。
- ※2 必要書類の作成は申請者で行ってください。  
(詳細は、最新の公募要領をご確認ください。)
- ※3 補助金事務局への申請は、申請者で行っていただきます。  
郵送にて申請期限内(7月29日、当日消印有効)までに提出してください。
- ※4 補助金事務局が実施する審査の結果、不受理・不採択となる場合もありますのでご注意ください。